



広報
KOHO OGIMI



大宜味

7 No.316
2021
月号



さよなら役場庁舎 49年間ありがとう

撮影日：4月
撮影場所：大宜味村役場

大宜味村国土強靱化地域計画の策定



国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。また、沖縄県においても基本計画との調和を保ちつつ、災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「沖縄県国土強靱化地域計画」が平成31年3月に策定されました。本村は、このような国、県の動向を踏まえて、大規模自然災害が発生しようとも、村民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまわづくりを推進するため、「大宜味村国土強靱化地域計画」を策定しました。

※村ホームページにて公表しています。また、概要版を7月に各公民館へ配布します。

庁舎解体の進捗状況

5月に引っ越しを終えた大宜味村役場庁舎の解体作業が行われております。6月初めに農業委員会や包括支援センターが解体され、役場庁舎も6月中旬時には外壁のみを残した形となり、ほとんど解体されております。



学校跡地活用事業 旧塩屋小学校跡地活用の進捗

昨年、旧塩屋小学校跡地活用事業 一般社団法人大宜味ユーティリティセンターの進める「バナメイエビ養殖事業」において、稚エビに急性肝臓壊死症が発生した問題について、沖縄県、沖縄県水産海洋技術センターの指導の下、養殖水槽の稚エビの処理及び養殖に使用した水の消毒・中和・排水作業、水槽の洗浄等を完了し、令和3年2月17日に本病原のまん延防止措置命令が解除されました。本村にとっても、県内及び全国的にも影響を与えた問題であることから、事業者からも深く反省とお詫びを受けました。学校跡地の活用事業管理する村として、指導徹底について、強く努めていかなければならないという思いを再確認して、これまでの住民・漁業関係者等への説明会からの意見も踏まえて対応・調整を行っているところです。つきましては下記により進捗と今後の報告をさせていただきます。

- ・令和3年3月15日 令和2年3月1日付けの新規事業（養殖事業）の承認を取り消し。
- ・村と事業者の協議において、事業者側として、今後、事業の再開を目指していくことを確認。
- ・村から住民説明会や漁業関係者への説明と理解を求めるよう指示。
- ・事業者から区長会・漁業関係者等に方向性の説明を行った旨報告有。
- ・事業者において、校庭内のガジュマルの維持のため、枝剪定、倒木防止のための支柱施工、活力剤の注入などを実施。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止 緊急事態宣言等の影響を受けて、5月・6月の住民説明会開催見送りとなりましたが、事業者主催により下記日程で住民説明会が予定されております。

住民説明会

趣旨 旧塩屋小学校跡地活用事業の経過及びバナメイエビ養殖事業の再開に向けた取組についての住民説明会

日時 令和3年7月12日(月)午後7時～

会場 旧塩屋小学校跡地体育館 コロナ禍での開催となるため入場制限60人

【お問い合わせ先】一般社団法人 大宜味ユーティリティセンター（代表：中西） ☎0980-50-5811